

介護サービスの種類（改正後）

介護予防対応頁版

市(区)町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
<p>地域密着型サービス</p> <p>夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>居宅サービス</p> <p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 ・特定施設入所者生活介護 ・特定福祉用具販売</p> <p>通所サービス</p> <p>通所介護 通所リハビリ 短期入所サービス 短期入所生活介護 短期入所生活介護 ・福祉用具貸与</p> <p>施設サービス</p> <p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	介護給付サービス
<p>地域密着型介護予防サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護</p> <p>介護予防支援</p>	<p>介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防 居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】 介護予防通所介護 介護予防通所リハ</p> <p>【短期入所サービス】 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護</p> <p>介護予防特定施設入所者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p>	介護予防給付サービス p.19

評価・考え方 p51,71

2005. 2. 21 厚労省作成を一部改訂

介護予防通所介護・介護予防リハビリテーションの人員設備の基準

051012 部会資料

<p>【介護予防通所介護】</p> <p>【人員】 生活相談員 看護師又は准看護師 介護職員 機能訓練指導員</p> <p>【設備】 食堂及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積 相談室</p>	<p>【介護予防通所リハビリ】</p> <p>【人員】 医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護師又は介護職員</p> <p>【設備】 リハビリ専用室、3㎡に利用定員を乗じて得た面積とする リハビリの実施に必要な面積とする等</p>
--	--

通所介護又は通所リハビリの事業所の指定をあわせて受けている場合や選択的サービスを行う場合の人員・設備については兼務又は兼用とすることができる

選択的なサービス 以下については選択するサービスに応じた基準を設定

<p>【運動器の機能向上】 p30</p> <p>【人員】(介護予防通所介護) 生活相談員 看護師等 経験のある介護職員 機能訓練指導員</p> <p>【設備】(共通) 運動器の機能向上に必要な専用の器械及び器具を置く場合は、利用者の活動に十分な面積が確保されるよう配慮すること</p>	<p>【栄養改善】 p30</p> <p>【人員】(介護予防通所介護) 管理栄養士</p> <p>【設備】(共通) 特になし</p>
---	--

<p>【口腔機能の向上】 p31</p> <p>【人員】(介護予防通所介護) 言語聴覚士又は歯科衛生士 看護師等</p> <p>【設備】(共通) 特になし</p>	<p>【アクティビティ】</p> <p>【人員】(介護予防通所介護) 生活相談員 介護職員</p> <p>【設備】(介護予防通所介護) 特になし</p>
---	--

通所系 p21 訪問系 p22